



# 宮 崎 県 公 報

令和4年4月7日(木曜日) 第 295 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定(2件)…(障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定予定…(自然環境課) 2
- 民有林の保安林の指定の解除予定(2件)…( “ ) 2
- 保安林の指定予定の通知(2件)…( “ ) 2
- 保安林の指定解除の予定の通知(2件)…( “ ) 3
- 道路の区域の変更(2件)…(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(2件)…( “ ) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定…( “ ) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…(砂防課) 4
- プレジャーボートを係留させるために専用使用  
する施設の指定…(港湾課) 4
- 都市計画法に基づく指定区域の変更(3件)…(建築住宅課) 6

### 公 告

頁

- 土地改良区の役員の就任の届出…(農村整備課) 6
- 土地改良区の定款変更の認可…( “ ) 7
- 公共測量の実施の通知…(管理課) 7
- 公共測量の終了の通知(2件)…( “ ) 7

### 人事委員会告示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…7

### 公安委員会告示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を廃止する告示…7

### 警察本部告示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…8

### 選挙管理委員会告示

- 政見放送の回数を定める告示の一部を改正する告示…8

## 告 示

### 宮崎県告示第 246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050552	ライフ	児湯郡都農町大字川北5484番地1 2階	株式会社orb	児湯郡川南町大字川南13681番地11	令和4年4月1日	短期入所

### 宮崎県告示第 247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4522050519	ライフ	児湯郡都農町大字 川北5484番地1 2階	株式会社orb	児湯郡川南町大字 川南 13681番地11	令和4年4月1日	共同生活援助

**宮崎県告示第 248号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字親父山平3751- 294、3751- 721、3751- 722
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 249号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 日南市大字油津平野字見法寺5633- 1・5633- 2・春日町9- 1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字見法寺5633- 4
- 2 民有林の保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 砂防設備用地とするため
  - （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 250号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5692- 5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
  - （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境

課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 251号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4278- 1、4278- 62、4278- 156、4278- 157
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
4278- 1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 252号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字木手ヶ山5103- 31（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 253号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 小林市野尻町東麓字大平山5817-1  
1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 254号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字大口5692-5 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 255号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 7 日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市石田町4100番1地先から同市伊形町5421番30地先まで	旧	2.5~37.6	1,438.0
			延岡市石田町4100番1地先から同市伊形町5501番1地先	新	11.1~41.8	1,150.9

			まで		
--	--	--	----	--	--

宮崎県告示第 256号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 7 日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
235	県道	檜原細見線	延岡市細見町3554番3から同市同町3608番2地先まで	旧	9.5~23.0	294.9
			延岡市細見町3668番3から同市同町3636番4地先まで			
			延岡市細見町3554番3から同市同町3608番2地先まで	新	9.5~23.0	294.9

宮崎県告示第 257号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 7 日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字小竹原1669番4地先から同市同町浦之名同字1710番2地先まで	令和 4 年 4 月 7 日

**宮崎県告示第 258号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年4月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
49	県道	北方土々呂線	延岡市石田町4100番1地先から同市伊形町5501番1地先まで	令和4年4月7日

**宮崎県告示第 259号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年4月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字小竹原1669番4地先から同市同町浦之名同字1710番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

港名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
福島港 (串間市)	係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 2538番26地先 (洲崎内防波堤)	プレジャーボート係留用施設C
	係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 2538番26地先 (洲崎防砂堤3)	プレジャーボート係留用施設D
	係留施設	宮崎県串間市大字南方	プレジャーボート

令和4年4月22日

**宮崎県告示第 260号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 櫛津第7-2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる標注1号から標注6号までを令和3年宮崎県告示第859号で指定した土地の境界線に沿って順次結んだ線、標注6号から標注12号までを順次結んだ線及び標注1号と標注12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市土々呂町六丁目3028番9
2	” ” ” 3028番9
3	” ” ” 3028番9
4	” ” ” 3028番9
5	” ” ” 3028番36
6	” ” ” 3028番58
7	” ” ” 3028番75
8	” ” ” 3028番75
9	” ” ” 3028番79
10	” ” ” 3028番2
11	” ” ” 3028番9
12	” ” ” 3028番9

**宮崎県告示第 261号**

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第1及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第1の2の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設及びその施設区分を次のとおり指定し、令和4年6月1日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、プレジャーボートを係留させるために専用使用する施設の指定（平成25年宮崎県告示第122号）は、廃止する。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

プレジャーボート係留 用施設	2538番26地先 (洲崎防砂堤2)	ト係留用施設D
係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 2538番26地先 (洲崎防砂堤3)	プレジャーボ ート係留用施設C
係留施設 (一) 2.0M物揚場 (洲崎)	宮崎県串間市大字南方 2394番22地先 (洲崎物揚場)	プレジャーボ ート係留用施設A
係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 2394番22地先 (洲崎防砂堤1)	プレジャーボ ート係留用施設E
係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 2394番22地先 (洲崎防砂堤1)	プレジャーボ ート係留用施設C
係留施設 (一) 2.0M物揚場 (今町)	宮崎県串間市大字西方 15050番14地先 (今町物揚場、今町橋 付近)	プレジャーボ ート係留用施設C
係留施設 (一) 2.0M物揚場 (今町)	宮崎県串間市大字西方 14933番5地先 (今町物揚場、泊柱神 社付近)	プレジャーボ ート係留用施設D
係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市西浜7240 番80地先 (西浜、今町橋付近)	プレジャーボ ート係留用施設F
係留施設 (一) 2.0M物揚場 (西浜)	宮崎県串間市西浜7247 番54地先 (西浜物揚場)	プレジャーボ ート係留用施設B
係留施設 (一) 2.0M物揚場 (西浜)	宮崎県串間市西浜7247 番54地先 (西浜物揚場、丸栄水 産前)	プレジャーボ ート係留用施設B
係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市西浜2丁 目7247番51地先 (西浜、黒瀬水産前)	プレジャーボ ート係留用施設D
係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 4273番地先 (金谷、金谷橋下)	プレジャーボ ート係留用施設C
係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 4273番2地先 (金谷、串間漁協金谷 支所付近)	プレジャーボ ート係留用施設C

	係留施設 プレジャーボート係留 用施設	宮崎県串間市大字南方 4559番2地先 (内防波堤永畑)	プレジャーボ ート係留用施設E
	係留施設 (-) 2.0M物揚場 (永畑)	宮崎県串間市大字南方 4559番26地先 (永畑物揚場)	プレジャーボ ート係留用施設D
大納港 (串間市)	係留施設 (-) 2.0M物揚場	宮崎県串間市大字大納 字縄手2042番11及び20 42番12地先	プレジャーボ ート係留用施設F
黒井港 (串間市)	係留施設 黒井物揚場	宮崎県串間市大字都井 字黒井1020番1地先	プレジャーボ ート係留用施設F

**宮崎県告示第 262号**

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）第3条第4項の規定により、平成25年宮崎県告示第 538号で指定した都市計画法（昭和43年法律第 100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり変更した。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 変更を行った区域の名称  
国富町川北地区（三名、大脇及び八幡）
- 2 変更を行った区域の範囲  
国富町川北地区の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 変更を行った期日  
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県高岡土木事務所並びに国富町都市建設課

**宮崎県告示第 263号**

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）第3条第4項の規定により、平成26年宮崎県告示第 274号で指定した都市計画法（昭和43年法律第 100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり変更した。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 変更を行った区域の名称  
門川町小園・城屋敷地区
- 2 変更を行った区域の範囲  
門川町小園・城屋敷地区（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 変更を行った期日

令和 4 年 4 月 1 日

- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課

**宮崎県告示第 264号**

都市計画法施行条例（平成15年宮崎県条例第24号）第3条第4項の規定により、平成26年宮崎県告示第 275号で指定した都市計画法（昭和43年法律第 100号）第34条第11号の条例で指定する土地の区域を次のとおり変更した。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 変更を行った区域の名称  
門川町中村地区
- 2 変更を行った区域の範囲  
門川町中村地区（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 変更を行った期日  
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
宮崎県県土整備部建築住宅課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、佐土原町土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地3

(任期：令和5年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から令和4年3月11日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について都城土木事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市梅北町
- 3 作業期間  
令和4年2月10日から令和4年6月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第

14条第2項の規定により、宮崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空写真を利用した数値地形図作成）
- 2 作業地域  
宮崎市田野町捨ヶ島
- 3 作業終了日  
令和4年3月15日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小林市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（デジタル空中写真撮影（写真地図作成））
- 2 作業地域  
小林市全域
- 3 作業終了日  
令和4年3月15日

### 人事委員会告示

#### 宮崎県人事委員会告示第2号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定め、令和4年度に実施する試験から適用する。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和3年宮崎県人事委員会告示第1号）は廃止する。

令和4年4月7日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
人事委員会が実施する採用試験（障がい者を対象とする職員採用選考試験及び就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験を含む。）	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日（第2次試験受験者にとっては、第2次試験合格発表の日）から起算して6月	人事委員会事務局
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日から起算して1月	人事委員会事務局

### 公安委員会告示

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を廃止する告示をここに公表する。

令和4年4月7日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

#### 宮崎県公安委員会告示第32号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を廃止する告示

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(令和元年宮崎県公安委員会告示第 126号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 警察本部告示

#### 宮崎県警察本部告示第9号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

令和4年4月7日

宮崎県警察本部長 佐藤 隆 司

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
宮崎県警察本部が実施する採用試験及び採用選考試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日(第2次試験受験者にとっては、第2次試験合格発表の日)から起算して6月間	警察本部警務部警務課
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日から起算して1月間	選考採用試験を実施した各所属

#### 備考

口頭により開示請求をすることができる期間の例外

警察官採用共同試験において、本県を第1志望とし他都府県を第2志望とする本県第1次試験不合格者が、試験結果について口頭により開示請求をすることができる期間は、第2志望先の最終合格発表日(第2志望先の第1次試験不合格者の場合は第2志望先の第1次試験合格発表日)から本県第1次試験結果の開示期間が終了する日までとする。

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第17号

政見放送の回数を定める告示(平成7年宮崎県選挙管理委員会告示第43号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和4年4月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
別表第2 1 テレビジョン放送 <table border="1"> <tr> <td>基幹放送事業者</td> <td>候補者1人当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td><u>2</u></td> </tr> </table> 2 [略]	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>	株式会社宮崎放送	<u>2</u>	別表第2 1 テレビジョン放送 <table border="1"> <tr> <td>基幹放送事業者</td> <td>候補者1人当たりの放送回数</td> </tr> <tr> <td>株式会社テレビ宮崎</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎放送</td> <td><u>1</u></td> </tr> </table> 2 [略]	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>	株式会社宮崎放送	<u>1</u>
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>1</u>												
株式会社宮崎放送	<u>2</u>												
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数												
株式会社テレビ宮崎	<u>2</u>												
株式会社宮崎放送	<u>1</u>												